

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた令和3年度事業の推進に関する基本指針(案)

《背景》

- ・緊急事態宣言が延長される中、多くの地域で感染者が増加の傾向にあり、今後も新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)への警戒を継続する必要がある。
- ・救護施設はその施設の特性上、感染症対策等に非常に丁寧に対応していることもあり、各施設の現場では少なくない影響を受けている。
- ・高齢者を対象としたワクチンの接種が本格的に実施されるようになったが、救護施設の利用者、職員へのワクチン接種の見通しが立っていない。
- ・今年度の事業の推進にあたっては、新型コロナ対応への特段の配慮が必要であることから事業計画とは別に「基本指針」を策定しこれらをもとに実施する。

基本指針

施設での感染リスクを低減するため、参集を伴う全国大会等については、その事業の趣旨からWebで代替できるものを除き、開催を見合わせる。

新型コロナを踏まえた事業の実施

①会務の運営

- ①協議員総会 ⇒ 文書審議による開催
- ②常任協議員会 ⇒ 原則・Web会議による開催
- ③監事監査 ⇒ Web会議による開催
- ④委員会 ⇒ 前半はWeb会議による開催

(2)全国大会・研修会等

- ①経営者・施設長会議
⇒「救護施設をめぐる国の動きと全国救護施設協議会の取り組み(仮)」**動画の作成・配信**
※地区大会中央情勢報告等でも活用
- ②全国大会(10月)
⇒ **令和4年度への延期**

本基本指針は、今後の状況の変化を踏まえ、迅速かつ柔軟に対応することを前提としています。